

若手アニメーター等人材育成事業委託実施要項

平成22年4月1日

平成28年1月25日改正

文化庁次長決定

1. 趣 旨

メディア芸術の振興に向けた取組の充実を図るため、将来を担う優れた若手アニメーター等の育成を推進し、もって我が国アニメーション分野の向上とその発展に資する。

2. 委託業務の内容

制作スタッフに若手を起用したオリジナルアニメーション作品の製作を通じ、オン・ザ・ジョブ・トレーニングを組み込んだ制作現場における若手アニメーター等の育成を行うため、次の(1)から(4)の事業を実施する。

(1) 作品制作団体の選定

アニメーション業界の関係者、制作会社等に事業に関する告知を行い、アニメーター等を育成するための作品を制作する者を選定する。

(2) 作品制作による人材育成

アニメーター等の育成を効果的に行う手法や環境を考案し、それらを適切に行うとともに、選定された制作者に対し指導助言を行うことができる体制を作り、作品制作による人材育成を実施する。

(3) 成果の評価と普及

実施した人材育成について、手法、過程を含めた成果について評価を行うとともに、関係者等に対しそれらを周知することで、アニメーション業界における効果的な人材育成方法等の確立を促進する。

(4) 作品の発表機会の確保

完成した作品を発表し、広く周知する機会の確保を図る。

3. 業務の委託先

アニメーションに関する専門的知識と経験を有する我が国の団体で（以下「実施団体」という。）、原則として次の(1)から(3)のいずれかに該当するものとする。

(1) 特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人（※）又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）により設立された法人

(2) 上記以外の法人格を有する団体

(3) 法人格を有しないが、以下の要件をすべて満たしている団体

ア 定款に類する規約等を有すること

イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること

ウ 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること

エ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

- ※ 特例民法法人・・・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 42 条第 2 項に規定する特例民法法人
一般社団法人・一般財団法人・・・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人
公益社団法人・公益財団法人・・・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人

4. 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から業務が完了した日又は委託を受けた日の属する年度の最終日のいずれか早い日までとする。

5. 委託手続

- (1) 実施団体が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、実施団体に対し業務を委託する。

6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（賃金・諸謝金・旅費・借損料・消耗品費・会議費・通信運搬費・雑役務費・保険料・消費税相当額・再委託費・一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、実施団体が本契約の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

7. 業務完了の報告

実施団体は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、終了した日から 30 日を経過した日、又は当該事業年度末日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

8. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記 7 により提出された委託業務完了報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、実施団体へ通知するものとする。
- (2) 上記 (1) の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9. その他

- (1) 文化庁は、実施団体における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、実施団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 実施団体は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。